

産業廃棄物の減量・リサイクル戦略アクションプラン策定に係る 第2回政策検討委員会議事録（要旨）

1 日時 平成18年7月25日（火曜） 午後3時から5時まで

2 場所 平安会館 嵯峨の間

3 出席委員（50音順）

占部 武生（龍谷大学理工学部 教授）

郡嶋 孝（同志社大学経済学部 教授）

谷口 正克（社団法人京都工業会 業務推進役）

檀野 恭介（株式会社京都環境保全公社 事業部営業部長）

平井 康宏（京都大学環境保全センター 助教授）

渡邊 裕文（社団法人京都府建設業協会 常務理事）

4 議事 （1）アクションプランの骨子（構成）について
（2）盛り込むべき施策について

5 内容

（1）プランの骨子について

（課題）・・・第1回政策検討委員会での議論の結果以下のとおりとする。

発生量の多い汚泥、建設系廃棄物を重点に減量・リサイクルへの取組推進が必要。

最終処分場の残余容量が年々減少。必要な最終処分場の確保が必要。

リサイクル施設の整備促進も必要。リサイクルと称した不適正処理対策も必要。

アスベスト廃棄物が急増するなど有害廃棄物のリスク対策が必要。

（2）盛り込むべき施策について主な意見 委員の意見 事務局の発言等

〔施策全般について〕

不法投棄防止条例の制定や災害廃棄物処理に関する協定など府の先進的な取組みについては一定の評価をしているが、不法投棄物、災害廃棄物により最終処分場が逼迫する状況を考えると、さらなる対応が必要である。

排出量の多い産廃（ポリウム）と有害な産廃（クォリティー）が一つキーワードになるが、京都府が率先してグリーン調達をしたり、提案型入札を検討するという府の施策と連動して企業の取組のインセンティブが与えられるような施策をいれられたらよい。

〔排出事業者の減量・リサイクルの取組支援について〕

排出事業者の減量計画の策定については、排出量1000トン以上ではカバーできていない。もう少し排出量を下げて報告を求めているかどうか。

多量排出事業者の報告は廃棄物処理法上定められているものであるが、実際産廃がどの程度排出されているのか、施策でどの程度効果がでているのかを把握するためにもう少しカバー率をあげた形で経年的な実態をつかむ方法についても検討していく必要があると考える。

ゼロエミッションは企業側は意識としてはかなり定着しつつあるが、基本的には1つの企業内での取組であって、産廃は企業秘密が含まれるのでなかなか他の企業と組むことは難しい。複数の企業が共同で取り組むことは意義がある。廃棄物交換制度については商工会議所が中心になってやっている府県も多いが、京都府でも考えてもいいのでは。またその際廃棄物のマッチングだけを支援してもうまくいかないのでは、コーディネーターが内容までフォローする必要がある。

ドイツでは公共関与で処理施設をつくったが、廃棄物を受け入れる際の検査で他の企業で再利用できるような廃棄物は受け入れないというようなシステムにしている。そういう指導は重要である。中小企業総合センター等に省資源センター（エコ効率センター）の機能をつけて環境マネジメントの相談や廃棄物相談を受けるとよいのではないかと。

京都環境保全公社が廃棄物総合コンサルタントのような役割を果たせないか。廃棄物削減について実質的なアドバイスができる人材が増えるような仕組みを作る必要がある。

京都検定が盛んであるが、エコ21の個人版でエコ検定をつくってはどうか。試験と実績で認定をし登録することで個人の意欲も生まれるのではないかと。団塊世代の退職の時期にあたり、人材発掘にもつながるのではないかと。

環境のことを考えないと企業も利益追求できない。環境対策が結局コストダウンにつながる。また、経済活動を妨げない範囲で廃棄物削減につながる取組を義務づけるような施策をするべきである。（無駄な容器・包装の削減）

食品製造業の不要品（焼酎滓、京都の漬物等）を利用した新たな商品開発に産学官で共同研究を進めたら廃棄物削減につながる。京都工芸繊維大学は産学官に力をいれている。そういう大学と連携をしてゼロエミッションへの取り組みとしたい。

〔産廃税補助事業について〕

研究開発補助については周知不足と申請の手間、それから技術が外部へ漏れることを恐れる事業者が多いことが応募が少ない原因ではないかと。

排出量が多くて府内に処理施設がないものについては需要があるはずなので、これに的をしぼって施設整備補助の募集をするのが一つの手ではないかと。また補助金額が少ないというのも案件が少ない原因の一つかもしれない。

〔下水汚泥について〕

家庭ゴミの有料化に伴い、ディスポーザーの普及が進み、下水道に生ごみが入るようになり下水道の負荷が高くなっていく可能性がある。下水汚泥の対策について方向性を考える際に考慮する必要がある。

〔施設の整備促進について〕

最終処分量を減らしていかないことには処分場は足りなくなると考えている。新規で処分場を設置するとなると10年では少ない。地元とのコンセンサスをどうとっていくのか、ということについても検討を始める必要があると思う。

京都環境保全公社でも年々地元の目は厳しくなっており、瑞穂の最終処分場の拡張についても、京都府・京都市のバックアップがなければ、到底地元の理解は得られなかったと思う。

韓国では焼却施設等の建設促進法により、処理施設の売り上げの一部を基金に積み立て住民へ還元している（道路などの周辺整備やサッカー場、コミュニティーセンターの設置）。今後は施設だけを作るのではなく、周りの環境整備も考える必要がある。

リサイクル施設についても埋立施設や焼却施設と同じように反対運動が起こるので、設置は難しい。理解を得るためには普及啓発も大事である。

産廃の施設はどうしても不信感を抱かれるので施設等を公開し、地元との信頼関係をうまく築く必要がある。その点を行政としても支援していくべきだ。これまでは悪いことだけが情報公開されていたが、これからはいい情報公開もしっかり取り組むべきではないか。

産廃の広域処理を否定する訳ではないが、多量に出される産廃については、地域内で処理するべきである。そういった意味で多量に発生している産廃について府内に処理施設を重点的に整備することは大事だと思う。

〔排出事業者・処理業者・府民等への普及啓発について〕

産廃協会が主体となって、学生の発表会や見学などの事業を行うと長いスパンで見ると人材育成や発掘になり、最初はお金もかかるがベースづくりにつながる。市民に啓発を行うのは大切である。

6 その他

第3回開催 平成18年8月21日（月） 午前10時から（府庁西別館）

第4回開催 平成18年9月7日（木） 午前10時から（京都府公館）